

契約締結後の公表

施設維持管理業務委託について、次のとおり地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の2第 1 項第 3 号の規定により随意契約による契約を締結したので、水戸市財務規則(平成 7 年水戸市規則第16号)第 129 条の2第 1 項第3号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年6月 25 日

水戸市長 高橋 靖

1 随意契約の内容

- (1) 業務名 文書送達業務委託
- (2) 契約日 令和元年6月 19 日
- (3) 契約金額 別表のとおり
- (4) 工期 契約日の翌日から令和2年3月 15 日まで

2 契約の相手方

- (1) 所在地 水戸市大塚町 1863 番 169
- (2) 名称 公益社団法人 水戸市シルバー人材センター
理事長 加倉井 健一

3 契約の相手方とした理由

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条

別表

重量／1部あたり	単価／1町内会等
10gまで	120円

※上記金額には、取引に係る消費税及び地方消費税額を含まない。